

一、其年度大会の行はれたる国に於ける執行委員を以て其年度の常任執行委員(主事)となし其他の執行委員は本会議に対し其国の常任運動を代表し常任国との連絡に當るものとす

一、右記せる執行委員の外に本会議を対外的に代表する為め議長も置き其の年度の大会に議長たりしものを以てこれに充つ

一、議長は執行委員会の委員長を兼ねるものとす  
(5) 大会

一、大会は前年度の大会に於て決定せるその年度常任国に於て国際労働總會五、六週間前を開かれり

一、大会出席代議費比率は假りに左の如く定めり

総計 一万〇〇〇、一名、 五万〇〇〇、三名

十万〇〇〇、三名、 十万〇〇〇以上は各五万〇〇〇一名を増

但し一国の送出し得る代議費の総数は十名迄とす

(6) 加盟費

加盟費はかりに左の如く定めり

一、最低加盟費 五十円

総計加盟費 一万〇〇〇 五十円

一万〇〇〇以上 五十円

五万〇〇〇迄 百円

五万〇〇〇以上 百五十円

十万〇〇〇迄 二百円

十万〇〇〇以上 二百円

(7) 費用

一、大会に出席する代議費の旅費、宿泊費及其他の雑費は其の送付団体に於て負担し大会の費用は本会議積立金を以てこれに充て不足せるときは加盟費納入比率に按介して加盟各団体に於て追加支出するものとす  
宣言の起草は菊川代表一行に一任する

第四號議案